

「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」のご案内

法令で求められる設計図書の15年保存とは

建築士法では、「建築士が業務として作成した設計図書は15年間保存しなければならない」と規定されています。保存方法は、紙の図面に押印したもの、もしくはこれを撮影したマイクロフィルムによる保存、あるいは電子的記録による保存の3つの方法が認められています。

この3つの方法のうち、今後はパソコン等にデータとして保存する「電子的記録による保存」が主流になると考えられますが、**パソコンにCADデータやPDFファイルを保存しただけでは、法的な条件を満たしません。**

では、どのように保存すれば法的に有効なのか。**本講習会では、詳細な内容と具体的な保存方法を解説いたします。**

また、大分県土木建築部建築住宅課 参事 巨鍋浩氏による講和もありますので是非ご参加ください。

1. 日時 令和2年3月5日(木) 13時30分～16時30分 受付 13時～
2. 会場 大分職業訓練センター 大分市大字下宗方 1035-1
3. 定員 80名
4. 時間・科目・講師

時間	科目	講師
13:30～13:35	趣旨説明	大分県建築士事務所協会
13:35～13:55	設計図書の電磁的記録による作成と保存についての概要	J I I M A W G 委員 D V D 講習
13:55～15:00	1. 建築士法における設計図書の15年間保存を電子的に行うための根拠法の解説 2. 「電子署名」「長期署名」の解説とその方法	
15:00～15:10	休憩	
15:10～15:45	3. 保存を行う場合の推奨フォーマットの解説 4. 署名の実務とタイムスタンプ、電子証明書の推奨基準の解説 5. 情報セキュリティの解説	J I I M A W G 委員 D V D 講習
15:45～15:55	参考編の解説	
15:55～16:00	休憩	
16:00～16:30	士法改正に伴う設計図書保存の見直し等	大分県土木建築部建築住宅課 参事 巨鍋 浩

5. 受講料 会員・行政 4,000円 / 一般 6,000円 (税込、テキスト代込)
6. テキスト 「設計図書の電磁的記録による作成と保存のテキスト -ガイドラインの解説と実践-」
7. 申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ受講料を振込、申込書を事務局までメールまたはFAXにてお申込みください。
なお、今回からWebでの受付も行っております。
8. 振込先 大分銀行 本店営業部 普通 7590436
一般社団法人大分県建築士事務所協会 代表理事 仲摩和雄
※振込手数料は各自でご負担ください。
※当日欠席の場合、受講料の返金はいりません(テキストを後日お送りいたします。)
9. C P D 3単位(予定)
10. 申込先・問合先 (一社)大分県建築士事務所協会
TEL 097-537-7600 / FAX 097-537-7695
E-Mail info@oita-arch.jp